

 文化庁 令和6年度「Innovate MUSEUM事業」

「博物館を中心とした広域連携に基づく民俗資料の魅力発信事業」

通称「宮城民俗コモンズ」の取り組み

東北歴史博物館（阿子島香・今井雅之）

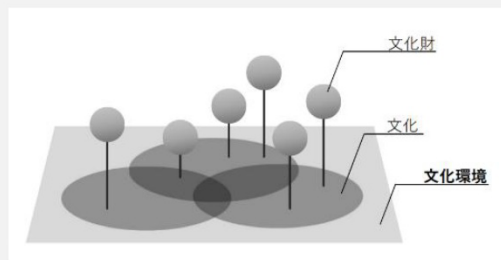

宮城 民俗コモンズ
Miyagi Minzoku Commons

事業実施に至る経緯

宮城県文化財保存活用大綱

【基本理念】

永続的な文化環境の維持と創出
- 知って, 活かして, 伝える文化財 -



【基本方針】

- 方針1 **文化財を守り育む土台をつくる**
- 方針2 文化財を適切に理解する
- 方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む
- 方針4 文化財の災害対応力を高める

東北歴史博物館の使命と目標

【使命】

1. 東北の姿を自ら再発見し、東北の存在を広く世界に発信することにより、国際化の時代にふさわしい**地域づくり**とその活性化に貢献します



【目標】

6. 幅広く交流する博物館
東北全域さらには全国的な視野に立った**積極的な交流**を図る博物館を目指します

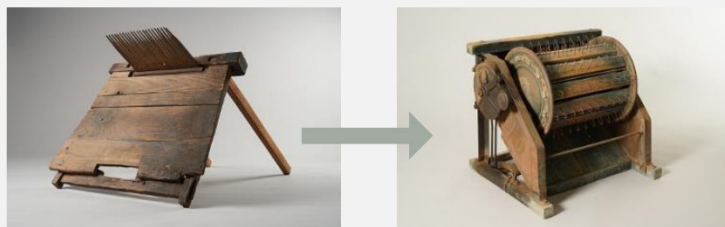
民俗資料の意義

民俗文化財の観点から

【定義】

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が**国民の生活の推移の理解**のため**欠くことのできないもの**

(文化財保護法第二条第三項)



※ 6 項目の中で唯一「価値が高い」と明記されない

⇒ 意識的に「価値」を共有する必要がある

博物館資料の観点から

【意義】

民具の存在意義は過去の解明だけにあるのではなく、適切に活用すれば、**現在**の、そして**未来**の地域住民にとっても大きな意義を持つものです。

民具には何世代にも渡って洗練されてきたデザインや機能が備わっており、地域に根差した自然素材が利用されています。SDGsや多様性の理念にも合致しており、現代社会にも十分生かすうる知恵や技が結晶化されているのです。

急速にグローバル化し、平準化する現代社会において、**地域アイデンティティやオリジナリティの核となりうる**、ほとんど唯一の文化財ともいえます。

(日本民具学会－民具の廃棄問題に対する声明－)

⇒ 未来の地域づくりの根拠となる資料

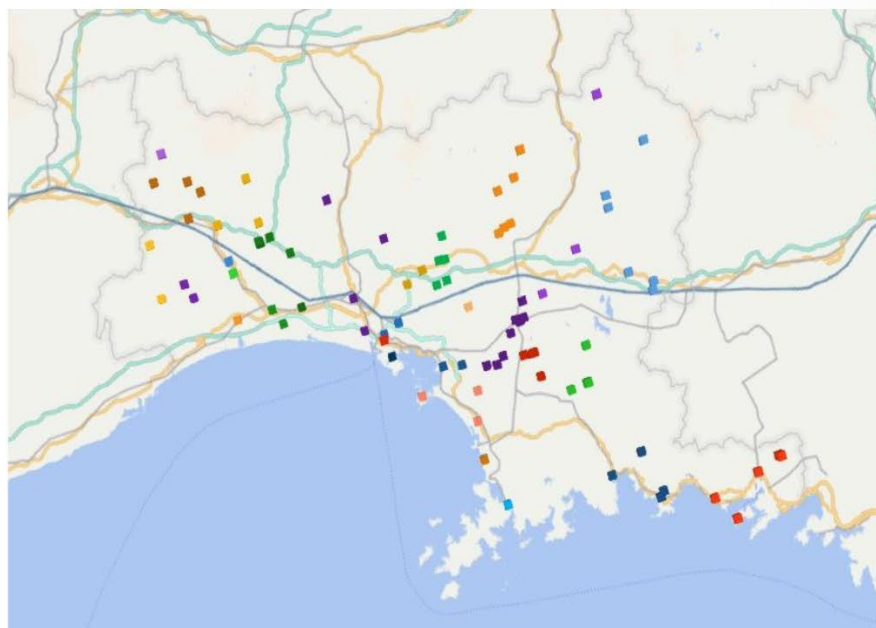
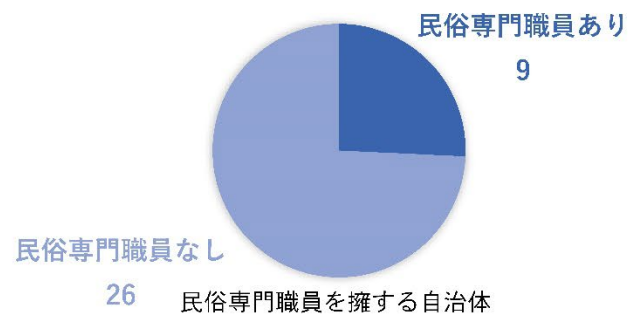
県内民俗資料の現状と課題

1つの「ある」と5つの「ない」

【あるもの】 膨大な数の民俗資料

- ・ 所蔵件数・・・ **213,706件** 以上
- ・ 所蔵箇所・・・ 96ヶ所 以上

【ないもの】 **人・モノ・知識**・時間・予算



課題解決の方法

自治体の壁・文化財主管課と博物館の壁 を越えたネットワークの形成

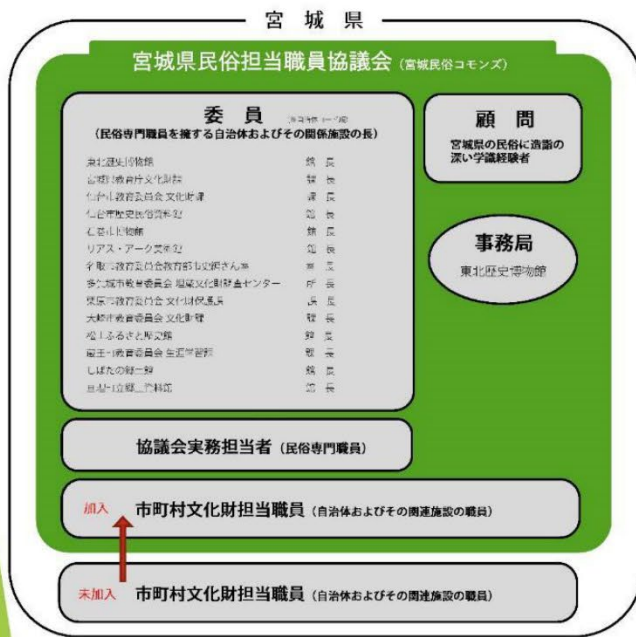


⇒リソース（人・モノ・知識）を共有（コモンズ化）せよ!!

宮城民俗コモنزの構成



宮城県民俗担当職員協議会の組織と活動



【目的】

宮城県内に存する民俗資料について、所属の枠を超えて調査研究することで新たな価値を発見し、その成果を広く社会に還元するもの。

【活動内容】



【活動内容】

- ・協議会会議（活動方針の協議）1回/年 ※委員、顧問のみ
- ・共同調査会（県内展示室の見学、収蔵庫資料の調査）2回/年
- ・オンライン情報交換（Microsoft Teams 専用ルーム）随時
- R7,8年度限定— ※希望自治体のみ参加
- ・資料整理とデジタルアーカイブ（県から会計年度任用職員・撮影機材を派遣）

【参画メリット】

- ・文化財担当職員の知識・技能が向上する
- ・所蔵資料の利活用が促進される
- ・外部資金獲得による職員の業務負担軽減（※経理事務は事務局が担う）

⇒ 民俗専門職員 (R6) → 県内文化財担当者 (R7) → スキームを全国に提示 (R8)

補助金の意義 – 宮城民俗コモンズは永続を目指す

自治体の壁を越えて一斉に活動するためのスタートアップ資金

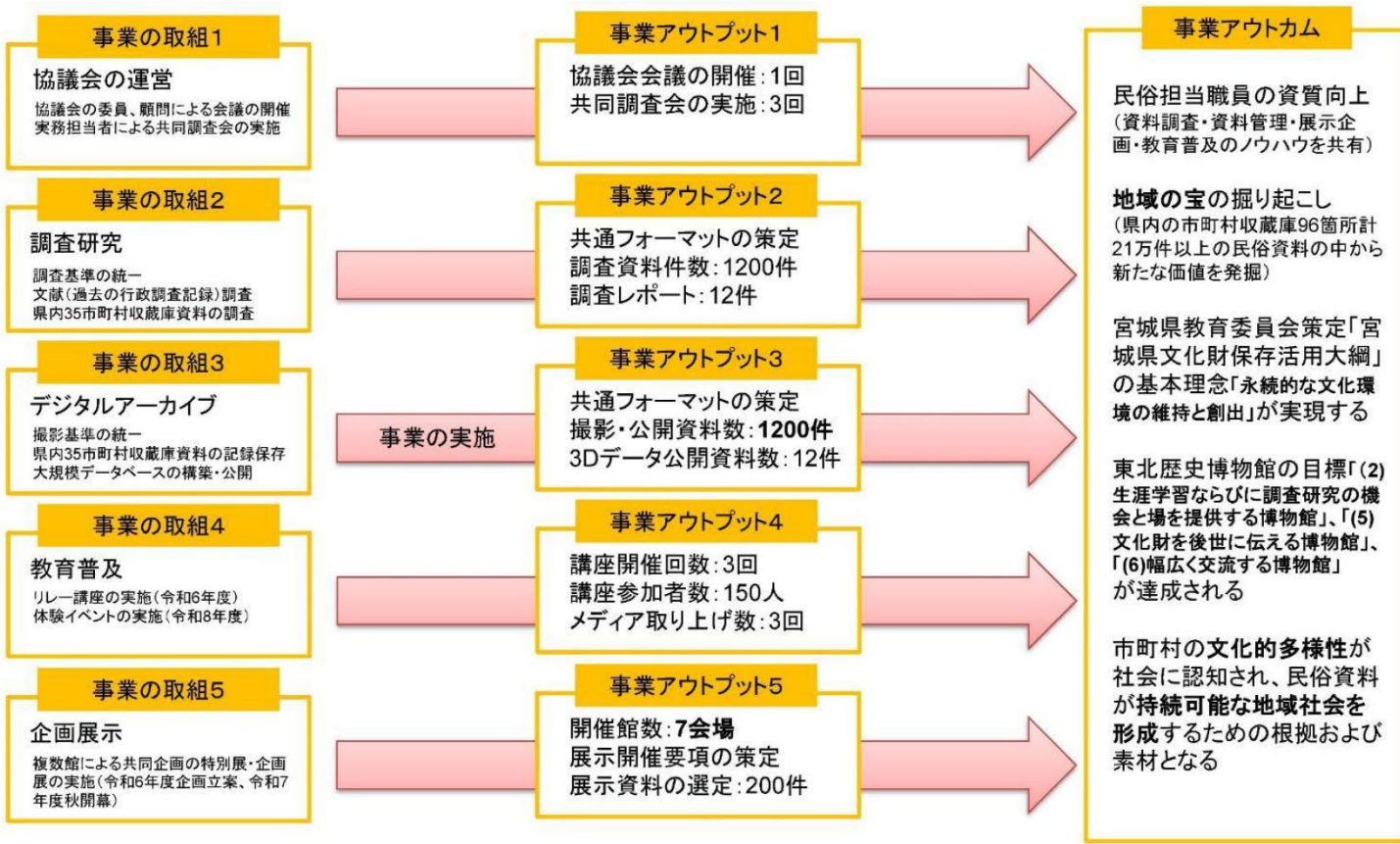
- ・ **県**で会計年度任用職員を雇用し、自治体へ派遣（人件費）
- ・ **同一**の撮影機材を借用・調達し、自治体へ展開（需用費）
- ・ **プロ**の撮影技術をマニュアル化、自治体と共有（委託費）

⇒人・モノ・知識を**セット**で宮城民俗コモンズが提供することで、
行政区域を越えた横断的調査等に対する理解を得やすくなり、事業の動き出しが可能に。



画像引用 <https://innovatemuseum.bunka.go.jp/>

補助事業の概要



実施事業 1 協議会の運営

協議会会議－ネットワークを構成する機関の長が集まり、活動方針や内容について議論



実施事業 1 協議会の運営

共同調査会—県内の民俗担当職員が集まり、県内各地の収蔵資料を共同で調査



実施事業 2 調査研究

行政調査記録の調査一昭和50年緊急民俗分布調査の調査票等をスキャンしWEB上で共有



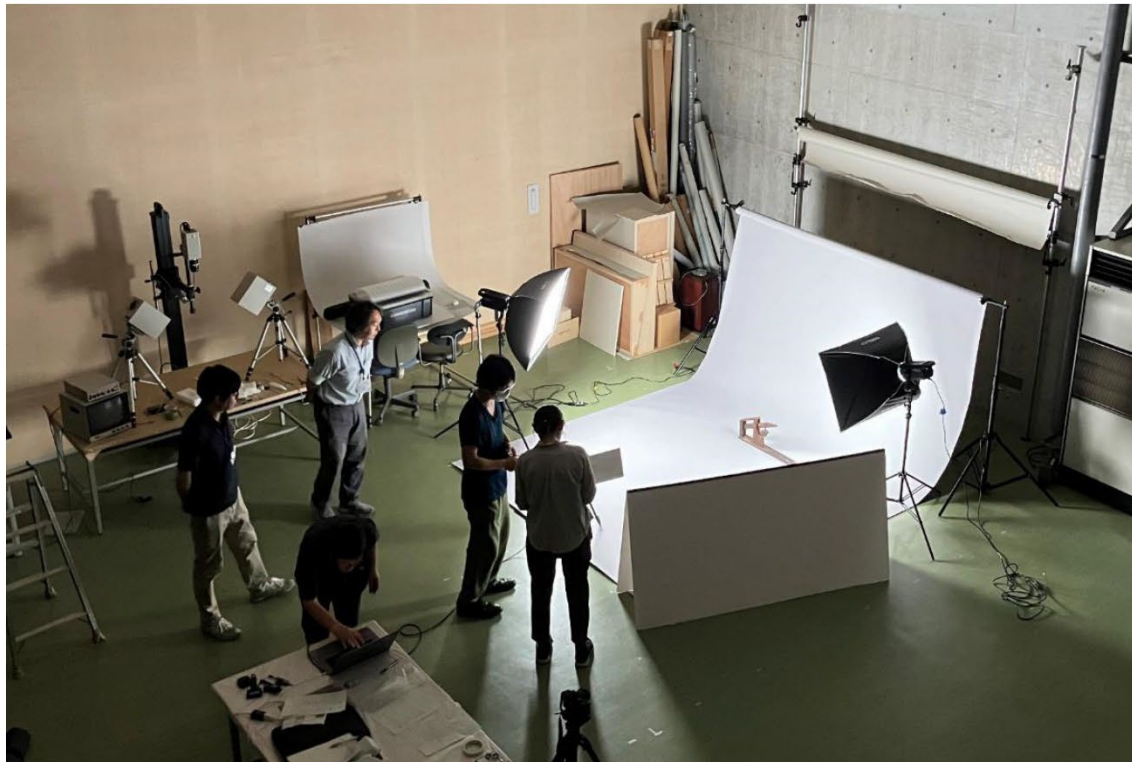
実施事業 2 調査研究

市町村収蔵庫の調査―県内の民俗収蔵庫を訪問し、収蔵資料や保存状況を把握



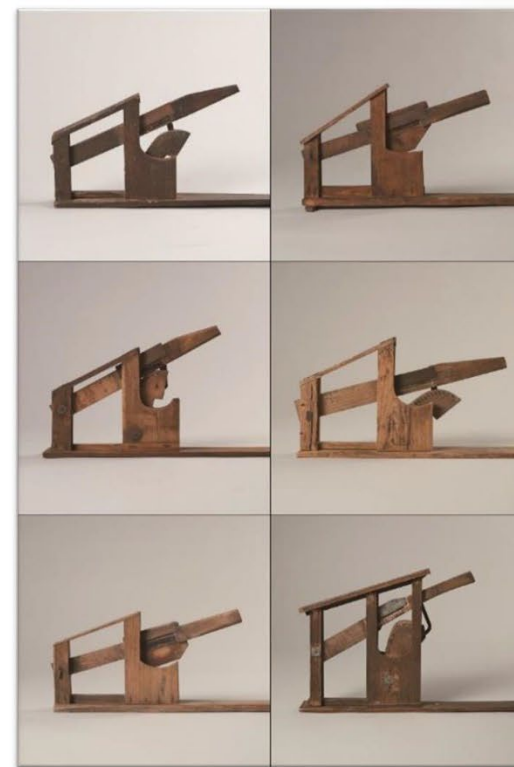
実施事業3 デジタルアーカイブ

巡回撮影—委託業者が市町村収蔵庫を巡回し、各地で手本となる撮影を実施



実施事業 3 デジタルアーカイブ

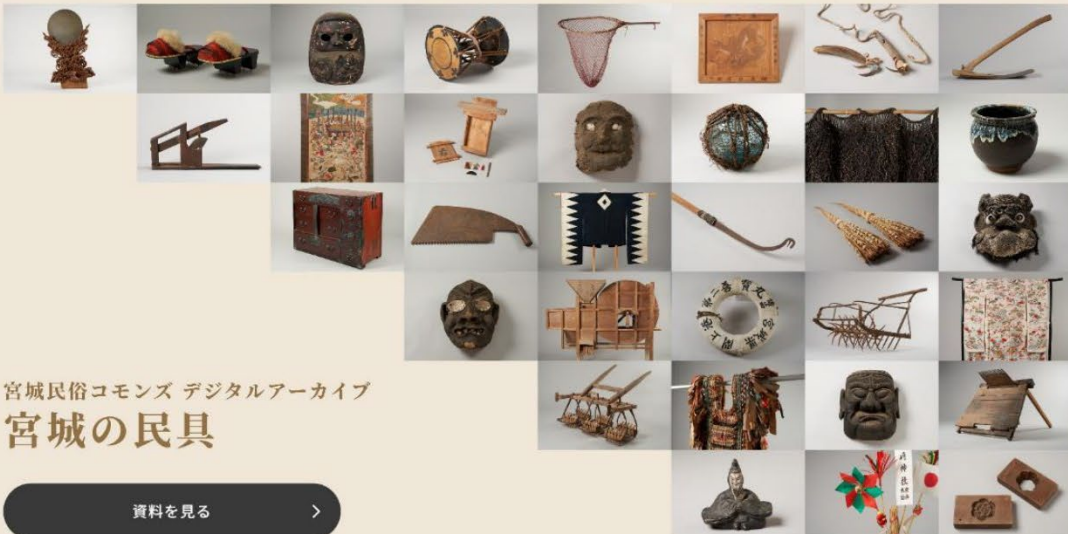
自前撮影－民俗専門職員と派遣職員が、共通の基準にもとづき撮影を実施



実施事業3 デジタルアーカイブ

「宮城の民具」一県内10自治体、1000件、3000カット以上のデジタルアーカイブ

宮城の指定文化財 > 宮城の無形文化遺産 > 宮城の民具 >



宮城民俗commons デジタルアーカイブ
宮城の民具

資料を見る >



WEBサイトはこちらから

実施事業 3 デジタルアーカイブ

データ利用の促進—画像にクリエイティブ・コモンズライセンス (CC) を付与



誰もが申請不要で高画質画像をダウンロードし、自由に活用することが可能



実施事業 4 教育普及

リレー講座－調査研究の成果を講座形式（オンライン併用）で社会と共有



実施事業 4 教育普及

学校教育との連携—小学校社会科との対応

R7 秋の特別展の構成と学習指導要領を対応させることで、博物館の学校団体利用を喚起

第一部 宮城県モノ語り

第一章 土地の豊かさを生きる

海では漁業、平野では農業など、私たちが環境の特徴を生かした仕事を営んできたことを示します。学習指導要領の「特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること（小学校第4学年 社会）」などの一助となります。

主な展示資料：いか釣りの仕掛け・糸車・竹細工工程品・鍬

第二章 時のうつろいを生きる

お正月などの年の節目や、結婚などの人生の転換点があるように、私たちが時間の流れの中でさまざまな行事をおこなってきたことを示します。学習指導要領の「県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること（小学校第4学年 社会）」などの一助となります。

主な展示資料：ランプ・正月飾り・婚礼用衣装・オシラサマ

第二部 35市町村モノ語り

県内の全35市町村に収蔵・展示されている民俗資料が一堂に集います。学習指導要領の「身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解すること（小学校第3学年 社会）」などの一助となります。

主な展示資料：堤人形（仙台市）・カマ神（大崎市）・ウナギ漁用具（松島町）



実施事業 5 企画展示

パネル展示—デジタルアーカイブへの導入として県内5か所で同時期開催



実施事業 5 企画展示

「宮城に生きる民俗」一県内7館同時期開催展示（R7秋開幕予定）



特別展・企画展「宮城に生きる民俗」 開催会場

- ・東北歴史博物館
- ・しばたの郷土館
- ・名取市歴史民俗資料館
- ・多賀城市埋蔵文化財調査センター
- ・大崎市図書館
- ・松山ふるさと歴史館
- ・石巻市博物館



成果と課題

成果

- ネットワーク基盤の形成
- 調査・記録ノウハウの確立と横展開
- 広域的かつ持続的なデジタルアーカイブ

課題

- ネットワークの拡大と強化
- デジタルアーカイブ対象自治体の増加
- 実物資料の魅力発信



民俗資料の価値を発掘し、広く社会と共有するために



ご清聴ありがとうございました。